

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の4)(限度時間を超えない場合)

労働保険番号	都道府県 市町村 管轄 基本番号 枝番号 校一括支業場番号
法人番号	

時間外労働
休日労働

様式第9号の3の4 (第70条関係)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間	
一般貨物自動車運送業（トラック）	〇〇運輸株式会社 〇〇支店	（〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇） 〇〇市〇〇町 1-2-3 （電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	〇〇〇〇年 4月 1日 から 1 年間	
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由 業務の種類 労働者数 (満 18 歳以上の者) 1 日 1 箇月 (D)については 45 時間まで、②については 42 時間まで) 1 年 (E)については 360 時間まで、②については 320 時間まで)	別添協定書記載のとおり	1 年 (E)については 360 時間まで、②については 320 時間まで)	
		同上	1 日	1 箇月 (D)については 45 時間まで、②については 42 時間まで)
		同上	労働者数 (満 18 歳以上の者)	1 年 (E)については 360 時間まで、②については 320 時間まで)
		同上	1 日	1 箇月 (D)については 45 時間まで、②については 42 時間まで)
		同上	労働者数 (満 18 歳以上の者)	1 年 (E)については 360 時間まで、②については 320 時間まで)
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由 業務の種類 労働者数 (満 18 歳以上の者)	別添協定書記載のとおり	1 年 (E)については 360 時間まで、②については 320 時間まで)	
		同上	1 日	1 箇月 (D)については 45 時間まで、②については 42 時間まで)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと（自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。）

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名

上記協定の当事者である労働者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。

☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

0000年3月15日

使用者	職名	代表取締役
	氏名	田中 太郎

○ ○ 勞働基準監督署長殿

時間外労働及び休日労働に関する協定届(例)(様式9号の3の5)(限度時間を超える場合(特別条項))※1

時間外労働
休日労働
に関する協定届 (特別条項)

様式第9号の3の5 (第70条関係)

業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)	1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 ①については100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 ①については720時間以内、②については960時間以内に限る。)		
		延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させることのできる回数 (①については6回以内、②については任意。)	法定労働時間を超え所定労働時間と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合								
① 下記②以外の者	別添協定書記載のとおり	3人	7時間	4回	60時間	70時間	35%	35%
	同上	5人	6.5時間	3回	55時間	65時間	35%	35%
② 自動車の運転の業務に従事する労働者	別添協定書記載のとおり	20人	6.5時間	8回	75時間	85時間	35%	35%
労働者代表者に対する事前申し入れ								
限度時間を超えて労働させる場合における手続	(該当する番号) ①、⑥、⑩ (具体的な内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めた取得の促進、職場での時短対策会議の開催							
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)								

☒ (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇 年 3 月 12 日

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する者又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。

☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

使用者	職名	代表取締役
	氏名	田中 太郎

○○○労働基準監督署長殿

※1 様式9号の3の5は、限度時間内の時間外労働についての届出書(1枚目)と限度時間を超える時間外労働についての届出書(2枚目)の2枚の記載が必要です。1枚目の記載は、P21の記載例を参照ください。

※2 限度時間を超えた労働者に対し、以下のいずれかの健康確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。

⑩その他
⑨産業医等による助言・指導と保健指導
⑧配置転換
⑦心とからだの相談窓口の設置
⑥健康診断
⑤継続休暇の取得
④代替休日・特別な休暇の付与
③終業から休業までの休業期間の確保（勤務間インターバル）
②深夜業（22時～5時）の回数制限
①医師による面接指導